

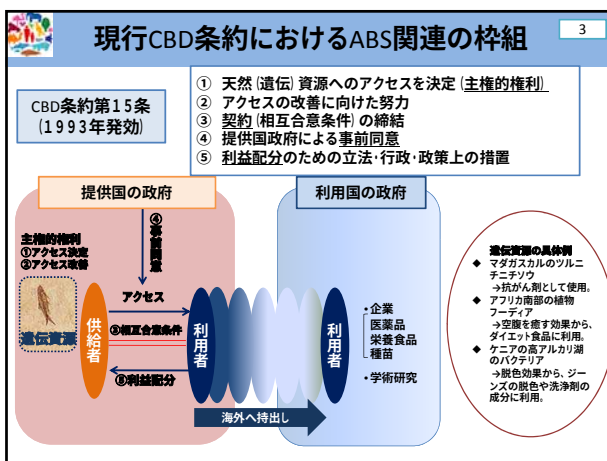
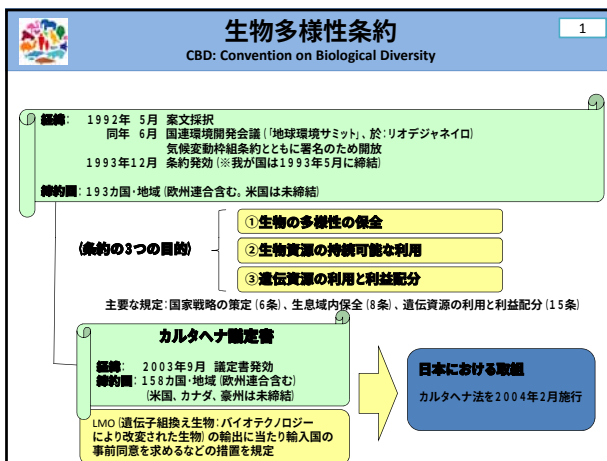
ABS名古屋議定書の 交渉経緯と合意内容

平成22年11月29日



Life in Harmony,
into the Future

外務省
国際協力局地球環境課
水野政義





ABS 議定書の背景にある問題点と解決策

4

条約実施を妨げる問題点

遺伝資源の利用が進まず、また不正利用（事前同意を得ず又は相互合意条件を締結しない利用）が行われ、結果的に十分な利益配分がなされない。

検討された解決策

- 1) 不正利用の防止のため、提供国の法規制遵守に利用国も協力する。
- 2) 遺伝資源の利用を促すべく、アクセスに係る事前同意制度を改善する。

最適な国際的な枠組

事前同意、相互合意条件に係る国際的に整合化されたルールを策定する。

国際整合ルールが困難な事情

遺伝資源への主権意識が強く、提供国からの抵抗感が強い。
遺伝資源の定義、規制への認識が十分に共有化されていない。



ABS名古屋議定書の枠組み

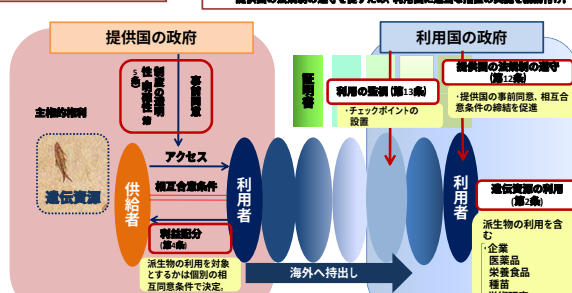
5

名古屋議定書
(2010年10月採択)

① アクセスの確保 (第5条)
遺伝資源へのアクセスに事前同意を求める締約国に対して、国内法・規制に係る透明性、確実性の確保を義務付け。

② 利益配分 (第4条)
利益の配分が相互合意条件に基づくことなど、条約第15条の原則を確固。

③ 遵守 (第12条、第13条)
提供国の法規制の遵守を促すため、利用国に適宜な措置の実施を義務付け。





ABS名古屋議定書 主要論点に係る交渉経緯と合意内容

6

1 派生物 (第4条)

交渉経緯 提供国（特に中産米諸国）が、派生物の利用を利益配分の対象とし、派生物へのアクセスにも事前同意を求めることを求めたが、利用国は、これに反対。

合意内容 第2条で「遺伝資源の利用」に派生物の利用が含まれる旨規定し、派生物の利用も利益配分の対象となり得ることを明確化した一方で、第4条1で利益配分は相互合意条件（当事者間の契約）によることを明確的に規定し、派生物の利用を利益配分の対象とするか否かは当事者間で個別に決定されることを明確化した。
また、派生物（特に遺伝的機能単位を持たない派生物）へのアクセスに事前同意を求める必要はない点は、条文中も明確に規定。

第4条（利益配分） 遺伝資源の利用により生じた利益を配分する。

第2条（用語の定義） 遺伝資源の利用とは、「バイオテクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的かつ又は生物化学的な構成に関する研究開発を実施すること」と定義。

条約第二条に、「バイオテクノロジーは「（前略）生物又はその派生物を利用する応用技術」との定義あり。

*利用国側は、「遺伝資源の利用」の概念が拡大しても、利益配分は当事者間の相互合意条件に基づく旨の規定が確保される限り対応可能。



2 遵守 (第12条、第13条)

7

第12条

交渉経緯 利用国が遺伝資源の利用が相互合意条件に沿って行われていることを確保することを、提供国は求めたが、利用国はこれに反対。

合意内容 12条1で、事前同意を得て遺伝資源にアクセスしていること、相互合意条件が締結されていることを促すため、利用国が適宜で効果的で均衡のとれた措置を実施することが義務付けられた。

第13条

交渉経緯 利用国が知的財産権の審査機関、流通許可の機関当局などでチェック・ポイントを設置し、そこで出所表示を義務付けることを、提供国は求めたが、利用国は、これに反対。

合意内容 13条1(a)で、各締約国は一つ以上のチェック・ポイントを指定すること、チェック・ポイントが事前同意、相互合意条件の締結などに関する情報を収集する機能を持つことなどを規定したが、具体的にどの機関をチェック・ポイントにするかは規定されず各側の裁量に委ねられることになった。

8

3 遡及適用 (第3条)

交渉経緯 提供国 (特にアフリカ諸国) が、本議定書又はCBD条約締結以前に入手した遺伝資源についても本議定書の対象とすることを求めたが、利用国は、これに反対。

合意内容 遡及適用を認める規定は全て削除。他方、アフリカ諸国からの要求にも配慮して、遺伝資源が海産資源に際する場合、事前同意を得られない場合の利益配分に対する多数国間メカニズムの必要性と方式を検討する旨を規定。

9

4 病原体の特別扱い (第6条(b))

交渉経緯 公衆衛生に関する特別の考慮について、EU、東州は人、動物の健康に関する緊急事態への例外措置を求めたが、途上国の多くはこれに反対。

合意内容 人、動物の健康に関する緊急事態について、国内的又は国際的に定議される場合に對する特別の配慮、特に迅速なアクセス、利益配分の必要性を考慮する旨を規定。

先進国の主張

- ◆世界中の人々をインフルエンザから救うためには、迅速な検体提供によるワクチン開発が必要。
- ◆遺伝資源に各国の主権的権利を認めるCBD条約は、検体にも例外なく適用される心配あり。
- ◆本議定書は、CBD条約を根拠に検体提供を拒む提供国の主張を勢いづける心配も。

途上国の主張

- ◆開発されたワクチンは高価で途上国には入手できず、国民を救えない。
- ◆検体提供の前に、利益配分に係る適切な契約が締結されるべきで、そのルールがなければ迅速なアクセスには応じられない。
- ◆本議定書では、公衆衛生への配慮規定で既に途上国は譲歩している。

10

5 伝統的知識 (遺伝資源に関連するもの) (第5条bis、第9条)

交渉経緯 伝統的知識に基く原住民の権利を本議定書で認め、その原住民からの事前同意の義務づけを原住民の代表が求め、幾つかの途上国が支持したが、多くの先進国、一部の途上国はこれに反対した。

合意内容 伝統的知識に基く原住民の権利に配慮し、原住民の事前同意を得るために締約国が適切な措置を講ずることを義務づけ。

11

ABS名古屋議定書 主要な規定内容 (1)

1 基本的なルール

(1) **アクセスの改善 (Access, 第5条)**
遺伝資源へのアクセスに事前同意を求める締約国に対して、(ア) 国内法・規制に係る透明性、明確性の確保、(イ) 特に、事前同意の申請に係る情報提供、同意決定の可否の書面通知、(ウ) 事前同意の決定に係る証明書の発給を義務付け。

(2) **利益配分 (Benefit-sharing, 第4条)**
遺伝資源の利用から生じる利益について、その利益の配分が相互合意条件に基づくことなど、条約第15条の原則を明確的に規定。また、配分すべき利益を、金銭的、非金銭的の利益を含めて具体的に列挙。

(3) **遵守 (Compliance, 第12条、第13条)**
提供国による事前同意の取得、相互合意条件の締結を自国利用者に促すため、利用国が適当な措置を実施することを義務付け。(第12条)
事前同意、相互合意条件の締結などに関する情報を収集するためのチェック・ポイントを最低限一つ指定することを各締約国に義務付け。(第13条)

ABS名古屋議定書
主要な規定内容 (2)

12

2 ルールの適用に係る規定

(1) **伝統的知識** (第4条、第5条bis、第9条、第12条bis)
伝統的知識についても、相互合意条件に基づき利益配分の対象とすることを規定。
また、伝統的知識に係る原住民の権利に配慮し、原住民の事前同意を得るために締約国が適切な措置を実施することを義務付け。

(2) **非商業目的の研究利用** (第6条(a))
非商業目的の研究利用に対する適当な措置を含む、研究の進展のために条件を整備する旨を規定。

(3) **緊急事態への配慮** (第6条(b))
人、動植物の健康を脅かす現実の又は差し迫った緊急事態に配慮し、迅速なアクセス、利益配分の必要性を考慮する旨を規定。

(4) **適用除外** (第3条bis 4)
専門的な国際的取決が適用される遺伝資源については、本議定書の適用除外とする旨を規定。

(5) **多数国間のメカニズム** (第7条bis)
遺伝資源が複数国間に跨る場合、事前同意を得られない場合の利益配分に対応する多数国間メカニズムの必要性と方式を検討する旨を規定。

ABS名古屋議定書
期待される成果

13

1 **遺伝資源へのアクセスの円滑化**
提供国が国内法・規制の透明性、明確性、法的確実性を確保することにより、利用者の遺伝資源へのアクセスが円滑化され、遺伝資源の活用が促進される。

2 **遺伝資源の利用、利益配分の促進**
遺伝資源へのアクセスへの事前同意、相互合意条件の締結が確実になり、適切な形で遺伝資源の利用が徹底され、供給者への利益配分が確実に進む。

3 **伝統的知識の尊重の促進**
遺伝資源に関連する伝統的知識の利用について、その利用から生じる利益が契約に従って公正かつ公平に知識を有する原住民・地域社会と配分され、原住民社会の知識の尊重、保存、維持にもつながる。

4 **生物多様性保全への貢献**
遺伝資源の利用と利益配分が促進され、更に生物多様性の保全やその構成要素の持続可能な利用が強化される。

生物多様性条約条文抜粋

14

日本語（公定訳）

第2条（定義）
「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的構成要素を含む。
「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他の由来する素材をいう。
「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

日本語（公定訳）

第8条（生息域内保全）
「締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の公平な配分を奨励すること。

生物多様性条約条文抜粋

15

日本語（公定訳）

第15条（遺伝資源の取得の機会）
1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存在する国の政府に属し、その国の国内法に従う。
2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
3 この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。
4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
6 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ公平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。